

多度津町農業委員会議事録

平成30年2月20日午前8時57分より午前9時33分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 議案第8号 | 青年等就農計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

職務代理者（2番）	土	田	敏	雄
職務代理者（3番）	大	島		弘
4番委員	山	崎	義	行
5番委員	斯	波	明	美
6番委員	塩	入	達	彦
7番委員	香	川		篤
9番委員	大	谷	泰	則
10番委員	三	野	敏	彦
11番委員	横	關	幹	夫
12番委員	矢	野	和	幸
13番委員	松	浦	俊	正
14番委員	中	村		稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀	家		徹
2番委員	塚	本	繁	造
3番委員	大	西	和	芳
4番委員	山	地	正	夫
5番委員	松	岡	安	男
6番委員	篠	原	壽	雄
7番委員	村	井	文	数
8番委員	松	井		求

欠席委員

農業委員（2名）

議長	秋	山	義	充
8番委員	亀	山		均

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口	賢司
農地係長	吉田	清司
農地係	橋本	知子

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

定刻には少し早いですが、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

本日、秋山会長が所用のため欠席しておりますので、開催に当たりまして土田副会長よりご挨拶申し上げます。

職務代理人(2番)

おはようございます。

立春を過ぎてもまだまだ寒い日が続いておりますけど、寒い中ご参集いただきましてありがとうございます。なれぬ司会でありますので、きょう一日よろしく願いいいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。秋山会長、亀山委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中12人でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますが、本日欠席でございますので、多度津町農業委員会規則第3条の規定により土田副会長に願いいいたします。

それでは、土田副会長、よろしく願いいいたします。

では、始めたいと思います。

職務代理人(2番)

その前に、議事録署名人の指名ですが、6番の塩入委員さん、7番の香川委員さん、よろしく願いいいたします。

では、小委員会の報告をよろしく願いいします。

10番委員

昨日2月19日9時からこの場所において小委員会を行いました。出席者は土田・大島副会長、それから事務局で谷口局長、吉田さん、それから村井推進委員、それから私で行いました。その中で、第2号議案、第3号議案、第4号議案の申請の場所も現地確認を行いました。特段問題はありませんでしたので、一応また皆さん方でいろいろお話し合いをしていただいたらよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいいたします。

職務代理人(2番)

ありがとうございました。

では、第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についての報告をお願いします。

- 事務局 議案書の1ページをごらんください。
- 【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】
- 補足といたしまして、番号1番は戦前からの小作地の解約となります。
番号2番、3番につきましては、議案第4号にありますように転用申請のため解約いたします。
- 以上です。
- 職務代理人(2番) ご意見はありませんか。
- (なし の声あり)
- 報告案件ですので、ご理解いただきたいと思います。
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。
- 事務局 議案書の2ページをごらんください。
- 【議案第2号1番2番について 議案書を基に朗読】
- 以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 以上です。
- 職務代理人(2番) ありがとうございます。
- ご意見等ございませんでしょうか。
- (なし の声あり)
- では、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし の声あり)
- では、承認することといたします。
- 次、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてお願いします。
- 事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。
- 【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】
- それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。
- 農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。そして、転用理由としては農家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しており

ます。

その他の基準についてですが、現況は平成23年より雑種地となっていますので、無断転用となり、付近の状況は調整済みです。新築部分の農家住宅についてですが、工事着工は平成30年4月1日、工事完了が平成30年8月31日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。そして、資金計画ですが、建築費、造成費等で合計2,800万円となっており、資金計画書を添付しております。転用面積について、1,000平米以下のため開発許可の協議に該当しませんので、協議の必要はありません。今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

職務代理人(2番)

ご意見等ございませんでしょうか。

(なし の声あり)

ないようですが、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしと認め、承認することといたします。

次、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてになります。よろしくお願いいたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんでしたが、12月に用途区分変更申請があり、特段問題はありませんでしたので、第2種農地と判断し、既に公告しています。転用理由として農業用倉庫となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年4月1日、工事完了が平成30年8月1日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,900万円となっており、資金証明書を添付しています。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんでしたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得

ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として駐車場用地となっておりますので、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年4月1日、工事完了が平成30年6月1日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計680万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上2点について、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

職務代理者(2番)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問等はありませんか。

(なし の声あり)

別段ないようですので、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。議案第4号を承認することといたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局

議案書の5ページから7ページをごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。13件の申請があり、田25筆、合計面積2万2,030平米になります。全て使用貸借権による設定になります。次の議案第6号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

職務代理者(2番)

議案第5号、問題はございませんか。

(なし の声あり)

それでは、承認することといたします。

では、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてです。農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

よろしくお願いします。

事務局

では、議案書の8ページ、9ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの議案第5号で、香川県農地機構が借り受けをした農地25筆2万2,030平米のうち、15筆1万2,706平米を●●●●に、4筆2,775平米を●●●●に、4筆4,256平米を●●●●に、2筆2,293平米を●●●●さんに貸し付けいたします。

以上です。

職務代理者(2番)

議案第6号、ご質問、ご異議等はございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、承認することに対し、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。では、議案第6号を承認いたします。

(●●委員着席)

推5番委員

●●●●、済んません、説明しましょうか。

6番委員

●●●●は初めて聞いたような気がしたんで。

推5番委員

概要を説明します。

私のほうの●●●●は、五、六年前より葛原の大木地区で活動しておりましたが、去年の12月に●●●●として新しく生まれ変わりました。メンバーは9名おまして、主に野菜、ブロッコリー、ニンニク、スイートコーンを栽培、販売しております。まだまだ未熟な団体ではございますが、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

職務代理者(2番)

議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。

別紙のとおり、2経営体より農業経営改善認定申請書が町へ提出されました。●●●●につきましては、下段にある④生産方式の合理化の目標についてですが、目標のところで、トラクター、上から2番目ですね、乗用トラクター1台追加、その4つ下あたりに自脱型コンバイン3台になっております。また、その下のほうに倉庫260平米1棟が追加になっております。また、その2つ下、乾燥機から下、乾燥機2台、もみすり機1台、色彩選別機1台、コンプレッサー1台、選別計量器1台、ラ

イスホッパー1台、フレコンバックスケール1台まで機械がふえる計画です。

続きまして、13ページをごらんください。

●●●●氏につきましては、同じく下段にある④生産方式の合理化の目標の欄についてですが、上から2番目、乗用トラクター1台追加、田植え機6条が0台になりまして、田植え機7条が1台追加、その4つ下、乾燥機1基追加、その3つ下、農舎の面積がふえております、850平米。そのまた下のほう、回送用運搬車4トン1台追加、その一番下、モミサブロー1台の追加を計画しております。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

職務代理者(2番)

何かご意見等ございませんでしょうか。

7番委員

田植え機1条、これはのけるわけ。

職務代理者(2番)

6条をやめて、7条にするん。

7番委員

7条1台でいけるんやろか。

職務代理者(2番)

やるやろ。だってオベがおらんのに。

ほかに。

(なし の声あり)

では、議案第7号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

では、承認することといたします。

(●●委員着席)

では、次、議案第8号 青年等就農計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

議案第8号 青年等就農計画認定申請に対する意見の決定について。

別紙のとおり、青年等就農計画認定申請書が町へ提出されました。●

●●●●氏につきましては、済いません、16ページをごらんください。

●●●●氏につきましては、上段にある就農地、多度津町の右側にある農業経営開始日が平成31年3月1日に就農となっています。前年度に認定を受ける必要がありますので、申請書の提出がありました。また、目標は、他の経営体のように行く行くは認定を受けることとなっております。農業委員会の意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

職務代理者(2番)

ご意見、ご質問等。

7番委員

これはどこの地区。

職務代理者(2番)

八幡です。

7番委員

八幡の地区、ああほうですか。

推3番委員 ええですか。
職務代理者(2番) どうぞ。
推3番委員 推進委員ですけど、いいですか。
何年か前にも、園芸作物のところで同じようなことを言ったと思うんやけど、ちょっと数字が現実というか、全部農業所得なり、生産量、最初の現状というか、最初の1,200キロなり35年の6,000なり、ある程度いつもより鉛筆をねぶっじょんやろうと思うけど、到底現実では考えられないような数字になっとんですけども、やっぱり構わんのですか、こういうので。

事務局長 そこら辺の話をこの間の再生協議会の中で、事務局のほうから県の普及センターのほうになげかけました。そもそも、今の時点で労働時間とか入れるってのはどうなんみたいな話も出たんですけど、これは先ほど吉田が言ったように、1年間前倒しでやるんやということで、書類上こういった形になるのかということと、今委員さんがおっしゃった生産量に関して、どうも一番いいパターンの部分で計算をしとんやということで、普及センターのほうから。

推3番委員 そしたら、はっきり具体的に言いますけども、経営開始、私が聞いた限りでは経営開始日やきん、ここはそなん問題はないかもわからん、31年度事業で施設をして、現実収入になるのが32年、それは特にどうこう言われてないと思うんですけども、例えば現状0円で目標35年、330万円、下の生産量の目標が6,000キロ、低く見積もってでも6トンということは、約600万円の収益になるんです。上の330万円の農業収益と、極端に言うると倍と半分違う。

事務局長 600万円分は、収入の話。所得。
推3番委員 所得。
事務局長 ああ、所得が600万円になると。
推3番委員 現状の面積、当然一緒やけどしてるけど1,200キロ、これは逆に少な過ぎる。アスパラいうんを、ご存じかどうかわからんのやけども、初年度、多少は山崎委員さんもおいででご存じかと思えますけども、多少は初年度は少ないんですけども、ほぼ管理の状況というのが当たり前に管理をしたら、ほぼ横並びでずっと同じ収益が続く。逆に言うたらもう一つ、これはここで言う必要はないんですけども、五、六年では問題ないと思うんやけど、それ以降になったら同じ管理してでも数量は減ってくる。その辺は問題はないんですけども、あくまでこら辺の数字が極端に違い過ぎるということを今局長さんから話があったきん、ましてや普及センター、当然これは農協のインターン生にもなるようになって

んですけども、普及センターのそこらが絡んどって、こなたな数字を書いて、その先には補助金等々のお金が発生するんで、そういうことで前に、さっきも言うたように園芸農家の方の計画のときにも言うたと思うんですけども、ちょっと余りにも数字が違うかなということを一応言うとききます。

事務局長 わかりました。指摘があったということをお伝えときます。

推3番委員 ほんだきん、その先本人が本当にこれでいけると思うとったら、ちょっと将来若い子、26歳の若い子やきに、余りにも本人がかわいそうとか、計画、自分が思うとったんと違うわということになっても困ると思いますので。

事務局長 きょう、会が終わり次第、農林水産係の方にまた話をして、そちらからまた県のほうになげかけます。

職務代理者(2番) ほかにございませんですか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第8号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議案第8号を承認することといたします。

議案を終わります。報告事項をお願いします。

事務局長 それでは、事務局よりご報告いたします案件が6点ございます。

1点目は相続届について、2点目は平成30年度定例会開催予定について、3点目は農地の賃借料水準について、4点目は利用権設定の更新について、5点目は農業振興地域整備計画全体見直しスケジュールについて、6点目は平成29年度集落営農を考える講演会についてでございます。

事務局 【その他6点について事務局より説明】

事務局長 引き続きまして、来月の予定についてご報告申し上げます。

3月の小委員会は、19日月曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。当番委員さんは、横關委員さん、松井委員さんをお願いいたします。

定例会は翌20日火曜日午前9時から、このときだけなんですけど向こうの福祉センター3階で行います。署名委員さんは、8番の亀山委員さん、9番の大谷委員さん、10番三野委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

こちらは以上です。

職務代理者(2番) 以上で今月の定例会を終わりますが、何かありませんか。

(なし の声あり)

なければ、閉会したいと思います。ありがとうございました。